

墨田区のお知らせ

すみだ

2020年
(令和2年)

1/21

つながる
墨田区

税の特集号

◆2面以降の主な内容

2面…確定申告について

3面…よくお問い合わせいただく質問について

4面…令和2年度から適用される主な変更点

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>申告受け付けが始まります
特別区民税・都民税の
申告はお早めに

今年も確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」、贈与税、個人事業税が3月16日(月)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(火)です。

3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告してください。また、申告は郵送やインターネットでも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」参照)。



税理士による税の無料相談・くらしと税金展

特別区民税・都民税の申告

【申告が必要な方】次のいずれかに該当する方▶令和2年1月1日現在区内在住で、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から源泉徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方*所得税の確定申告をする方は、特別区民税・都民税の申告は不要▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務

所または事業所、家屋敷を所有している方

【申告期間・申告場所】表1のとおり
【申告に必要なもの】▶申告書▶印鑑▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書▶控除を受けるための書類(医療費の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等)▶本人確認書類(個人番号カード等)*所得税の確定申告も同様

■申告期間・申告場所(表1)

税の種類	申告期間	申告場所
特別区民税・都民税	2月10日(月)～3月16日(月)の午前8時半～午後5時	区役所会議室21(2階)
	3月2日(月)～6日(金)の午前8時半～午後5時 *正午～午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設バシオス2階) ▶東向島出張所(東向島2-38-7)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

②給与・年金所得のみの方で住宅借入金等特別控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。

③特別区民税・都民税申告書は、対象と思われる方に1月31日(金)に発送します。

④本所・向島税務署では申告を受け付けていません。

個人事業税の申告

【申告が必要な方】個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が事業主控除額290万円(営業期間が1年末満の場合は月割額)を

超える方*事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告は不要

【申告期間・申告場所】表2のとおり

■申告期間・申告場所(表2)

税の種類	申告期間	申告場所
個人事業税	3月16日(月)までの午前8時半～午後5時	▶台東区税務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田区税務所(業平1-7-4)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

【申告が必要な方】2面を参照

【申告書の受け付け期間・納期限】表3のとおり

【相談・作成会場】表4・5のとおり

■申告書の受け付け期間・納期限(表3)

税の種類	申告書の受け付け期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月17日(月)～3月16日(月)	3月16日(月)	4月21日(火)
贈与税	2月3日(月)～3月16日(月)		
個人事業者の消費税	3月31日(火)まで	3月31日(火)	4月23日(木)

①税務署の窓口での受け付けは、土・日曜日、祝日および2月24日(振休)を除く午前8時半～午後5時です。

②申告書等は、e-Taxを利用した作成・提出も可能です。また、申告書等は、郵送または税務署の時間外収受箱への投函により提出できます。

■税理士による無料申告相談「申告書を作成できます」(表4)

【対象者】小規模納税者・年金受給者・給与所得者

開設期間	会場
2月3日(月)・4日(火)午前10時～午後4時	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)
2月3日(月)午後1時～3時半 2月4日(火)～7日(金)午前9時半～午後3時半	曳舟文化センター(京島1-38-11)
2月5日(水)～7日(金)午前10時～午後4時	すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)

①例年、初日および午前は混雑します。混雑状況等により、相談の受け付けを早めに締め切ることがあります。なお、車での来場はご遠慮ください。

②譲渡所得(土地・建物・株式など)や贈与税の相談、内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

③前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、印鑑および「マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類および身元確認書類の写し等」をご持参ください。

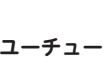
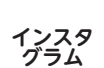
④申告書等の提出のみの方は、税務署にお持ちいただくか、郵送等でご提出ください。

■申告書作成会場の開設期間(表5)

開設期間	申告書作成会場
2月17日(月)～3月16日(月) *土・日曜日および2月24日(振休)を除く 【相談】午前9時15分～午後5時 【受け付け】午後4時まで	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14)
2月24日(振休)、3月1日(日) 【相談】午前9時15分～ 【受け付け】午後4時まで	▶東京国税局(中央区築地5-3-1) *本所税務署・向島税務署では、執務を行っていません

①上記期間以外は、税務署に申告書作成会場を開設しません。

②いずれの会場も、混雑状況等により相談の受け付けを早めに締め切ることがあります。



☎ = 電話 FAX = ファクス ✉ = Eメール 🌐 = ホームページアドレス



所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

【所得税】確定申告が必要な方

- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 2か所以上から給与の支払を受けている方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超える方、申告納税額のある方 など



確定申告をすると所得税が還付になる方 (源泉徴収税額がある方)

- ▶ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年途中で退職した後、再就職しなかった方で給与所得について年末調整を受けていない方 など

【贈与税】申告が必要な方

- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても期限までに申告書の提出が必要) など

【個人事業者の消費税】確定申告が必要な方

- ▶ 基準期間(平成29年分)の課税売上高が1000万円を超える方
- ▶ 基準期間(平成29年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ▶ 特定期間(平成30年1月1日～6月30日)の課税売上高が1000万円を超える方(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可)



国税の申告から納税まで

スマホ ^{e-Tax} で確定申告

① 申告書を作成

- ・ 国税庁のホームページ『**確定申告書等作成コーナー**』へアクセス
 - ▶ 税務署に行く手間がかかりません！
 - ▶ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！(メンテナンスの時間帯を除く)
 - ▶ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！

確定申告



スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、**スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がりました。**



申告書の作成はこちらから！

② 申告書を提出

- ・ **e-Tax** で送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② IC カードリーダライタ または
マイナンバーカード対応のスマートフォン

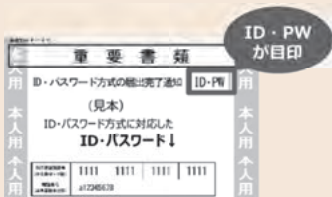


または



一部の
端末のみ

IDとパスワードで送信



- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望する場合は、申告するご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください(手続は5分程度で済みます)。
- 確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出した方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

- ・ 印刷して提出

プリンターをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

③ 申告が終わったら

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

【キャッシュレス納付】

- ・ 振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)
- ・ クレジットカード納付
- ・ ダイレクト納付
- ・ インターネットバンキング納付

* 詳細は、国税庁のホームページ参照

【QRコード納付】

QRコードを作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。利用可能なコンビニエンスストアは▶ローソン ▶ナチュラルローソン ▶ミニストップ ▶ファミリーマート です。

なお、納付できる金額は、30万円以下です。

【窓口で現金納付】

金融機関または税務署

【還付金の受け取り】

ご指定の金融機関への振り込み
または郵便窓口での受け取り

● 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



● ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

申告書の提出の都度、



マイナンバーの記載 と 本人確認書類の提示 または 写しの添付 が必要です。

* e-Tax を利用すれば、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

本人確認書類とは、 例1 マイナンバーカード、例2 通知カードと運転免許証 など

医療費控除を受けるための手続が変わりました！(領収書の提出は不要となりました)

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。

* 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

* 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

* 平成29年分～令和元年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

* 医療費控除の明細書を作成(入力)する場合、医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載してください。

よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得がある方の税金

Q1

専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1

収入100万円以下の場合、所得税、特別区民税・都民税（以下「住民税」）ともにかかりません。収入100万円超～103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります。

夫の税金については、所得税や住民税の計算上、要件に当てはまる場合に配偶者控除または配偶者特別控除を受けられます。控除額の詳細は表6をご覧ください。

■配偶者控除・配偶者特別控除額（表6）

			本人の合計所得金額 (給与所得のみの場合に対応する 収入金額)				【参考】 配偶者の収入が給与所得のみの場合に対応する収入金額
			900万円以下 (1120万円以下)	900万円超～950万円以下 (1120万円超～1170万円以下)	950万円超～1000万円以下 (1170万円超～1220万円以下)	1000万円超 (1220万円超)	
配偶者の合計所得金額	控除 配偶者	38万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	103万円以下
		老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円		103万円超～155万円以下
	配偶者特別控除	38万円超～90万円以下	33万円	22万円	11万円		155万円超～160万円以下
		90万円超～95万円以下	31万円	21万円	11万円		160万円超～166万7999円以下
		95万円超～100万円以下	26万円	18万円	9万円		166万7999円超～175万1999円以下
		100万円超～105万円以下	21万円	14万円	7万円		175万1999円超～183万1999円以下
		105万円超～110万円以下	16万円	11万円	6万円		183万1999円超～190万3999円以下
		110万円超～115万円以下	11万円	8万円	4万円		190万3999円超～197万1999円以下
		115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円		197万1999円超～201万5999円以下
		120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円		201万5999円超
		123万円超	控除適用なし				

Q2

ふるさと納税の控除を受けるためにはどうすればいいですか。

A2

ふるさと納税を行い、所得税・住民税から寄附金税額控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。確定申告をする場合は、別途住民税の申告は不要ですが、確定申告書第二表の住民税に関する事項欄へ忘れずに記載してください。申告の際は、寄附に対する都道府県知事または市区町村長等が発行した領収書（原本）を添付する必要があります。

また、以下の場合には、ふるさと納税ワンストップ特例制度に関する申告特例申請書を提出済みであっても、申請が無効となり特例の適用が受けられないので、ふるさと納税についての寄付金控除も含めた内容により、確定申告または住民税の申告を行ってください。

▶ふるさと納税の寄附先が5団体を超えた場合

▶確定申告や住民税の申告をされた場合

▶申告特例申請書の提出後に住所・氏名などの変更があった場合で、申請をした翌年の1月10日までに変更届出書の提出を行わなかった場合

Q3

マイホームを取得したときに、所得税が減額になると聞いたのですが、どのようなものですか。また、取得の際に親から資金の援助を受けたのですが、贈与税はかかりますか。

A3

まず「所得税」についてですが、所得税の特例として、個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得または増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」などの適用を受けることができます。また、住宅ローン等を利用しないで特定の改修工事（省エネ改修工事など）をした場合に適用される控除もあります。

次に「贈与税」についてですが、贈与税の特例として、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、一定の金額について、贈与税が非課税となります。ただし、贈与税の申告期間内に税務署に申告書および添付書類などの提出が必要です。

自動車税種別割と軽自動車税種別割

Q4

自動車税種別割と軽自動車税種別割とは、どのような場合にかかってくるのですか。

A4

自動車税種別割と軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者）にかかる税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。

また、軽自動車税種別割は月割の制度がないため、令和2年4月1日までに廃車の手続をしないと、令和2年度分の税金が1年分課税されます。

Q5

原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車（フォークリフト等）の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A5

▶新規登録＝販売証明書、印鑑 ▶譲渡＝廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入＝廃車確認書、印鑑（転入前の自治体で廃車手続をしていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑） *登録者が法人の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要 ▶廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 *手続場所については、表7を参照

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所(表7)

	車種	ところ
軽自動車	▶原動機付自転車 ▶ミニカー ▶小型特殊自動車（フォークリフト等）	税務課税務係（区役所2階） ☎5608－6134
	▶軽三輪自動車 ▶軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所（足立区宮城1－24－20） ☎050－3816－3102
	▶軽二輪自動車 ▶二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所（足立区南花畑5－12－1）テレホンサービス ☎050－5540－2031
自動車	▶上記以外の自動車（大型特殊自動車を除く）	

※自動車税種別割（軽自動車税種別割を除く）の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター☎3525－4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）です。

令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

- 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました。
- (1) 自家用自動車の税率は燃費基準値達成度に応じて決定し、**新車・中古車を問わず**、非課税、1%、2%および3%の4段階を基本とします（営業用自動車の税率は2%が上限）。
- (2) 元年10月1日～2年9月30日に取得した「自家用乗用車」については、「**自動車税環境性能割**」の税率が1%軽減されます。
- * 軽自動車の取得については、「**軽自動車税環境性能割**」がかかります（軽自動車の税率は2%が上限）。
- 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました。
- (1) 「自動車税」の名称が、「**自動車税種別割**」に変わりました。制度は現行と同様です。
- (2) 元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」については、恒久的に「**自動車税種別割**」の税額が引き下げられます。
- * 「軽自動車税」の名称が、「**軽自動車税種別割**」に変わりました。

不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

令和2年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)の主な変更点

特別区民税・都民税納税通知書のユニバーサルデザインについて

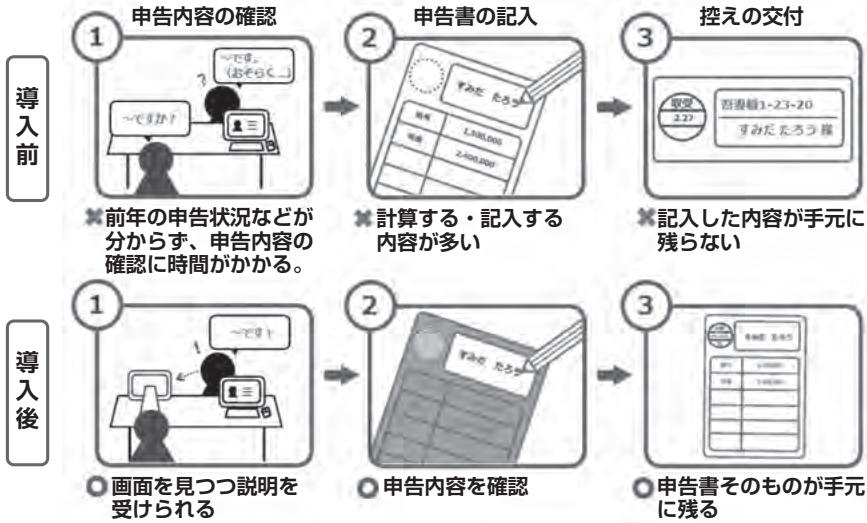
区では2年度より、特別区民税・都民税納税通知書(普通徴収分)をより見やすく、分かりやすいデザイン(ユニバーサルデザイン)に変更します。ユニバーサルデザインとは、あらゆる人が見やすい・分かりやすい・利用しやすいデザインのことで、通知書内の文字を読みやすい字体にし、税額等の説明を分かりやすいレイアウトに変更します。



令和2年度 納税通知書

申告支援システムによる申告受け付け

2年度の特別区民税・都民税の申告より、申告支援システムを活用した申告受け付けを開始します。このシステムでは前年度の申告状況を画面で確認しながら、新年度の申告をすることができます。また、収入や控除の入力は職員が申告支援システムで行いますので、それぞれ申告に必要な書類をご持参ください。なお、希望される方には申告手順の最後に申告書の控えをお渡しします。



小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島両法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区长賞】 増田依真(菊川小)	【墨田区长賞】 渡邊 心之亮(押上小)
【本所税務署長賞】 藤野真央(言問小)	【向島税務署長賞】 堀江遥翔(曳舟小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 熊本あい(柳島小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 橋本 妃夏乃(八広小)
【墨田区教育委員会賞】 石江桜子(緑小)	【墨田区教育委員会賞】 新田芽生(押上小)
【石川画伯特別賞】 相澤 しずか(柳島小)	【石川画伯特別賞】 仲村昂敬(曳舟小)
【本所法人会長賞】 見山直己(言問小)	【向島法人会長賞】 内山心優(梅若小)
【女性部会長賞】 川村漣音(両国小)	【女性部会長賞】 加藤 杏一郎(第三吾嬬小)
【入選】 齋藤未空(横川小)、續 理子(横川小)、 向田果蓮(小梅小)、池内柊織(小梅小)、 稲村 蘭(錦糸小)、高光乙葉(業平小)、 徳重理子(業平小)、上野文六(二葉小)、 大高 隆太郎(外手小)、中村優恵(中和小)、 藤原海斗(両国小)	【入選】 渡辺咲乃(第四吾嬬小)、吉川夏乃(第一寺島小)、 長塚慧珠(第二寺島小)、鹿野又 リエ(第二寺島小)、 森 菜々美(第三寺島小)、青木佳奈(東吾嬬小)、 久米 凜(押上小)、小島莉奈(八広小)、 大島美郷(隅田小)、山下純平(立花吾嬬の森小)

本所・向島両税務署管内では、以下の場所で小学生～高校生の「税の作品展」を開催しています。お立ち寄りの際は是非ご覧ください。

	開催場所	開催期間
本所税務署管内の作品	本所税務署(業平1-7-2) 1階	常時
向島税務署管内の作品	ひきふね図書館(京島1-36-5)	1月31日(金)まで

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島両納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 寺田梨乃(本所中)、田中美月(豎川中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞】 小野桜子(寺島中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 川島朝陽(両国中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 梅井咲歩(寺島中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 村林航宙(都立両国高附属中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 高橋愛美(吾嬬第二中)
【本所税務署長賞】 門脇 麗(安田学園中)、早坂朱里(本所中)	【向島税務署長賞】 福原 聡一郎(吾嬬立花中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 石井桜花(安田学園中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 大西萌生(文花中)
【墨田区长賞】 水井優果(両国中)	【墨田区长賞】 柳澤希亜(吾嬬立花中)
【東京税理士会本所支部支部長賞】 村松夏葵(日大一中)	【東京税理士会向島支部支部長賞】 井上楽々(桜堤中)
【一般社団法人本所青色申告会理事長賞】 坂入麻央(安田学園中)	
【公益社団法人本所法人会会長賞】 古川海月(両国中)	
【本所間税会会長賞】 北村 美花菜(安田学園中)	
【東京小売酒販組合本所支部支部長賞】 村井莉奈(墨田中)	
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 庄子 月(日大一中)、大島優子(安田学園中)、 森 有樹(都立両国高附属中)、内藤康喜(両国中)、 小林 杏(本所中)、増子愛香(両国中)、稲田彩乃(錦糸中)、 秋元菜那(日大一中)、熊谷莉那(日大一中)、 渡邊建伸(錦糸中)、朽木レイ(両国中)、 福谷 衣菜里(日大一中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 佐藤 凜(吾嬬第二中)、中村圭吾(吾嬬第二中)、 佐藤一翔(文花中)、加治日莉(桜堤中)、 中川玲菜(桜堤中)、根本文音(桜堤中)

税についての問合せ先

- 区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など)
税務課(区役所2階)
- ▶口座振替、モバイルレジ、クレジットカード

▶課税(非課税)証明書・納税証明書

▶軽自動車税

▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等

▶納税相談
- ☎5608-6133(税務係)

☎5608-6008(税務係)

☎5608-6134(税務係)

☎5608-6135(課税係)

☎5608-6142(納税係)
- *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

- 国税(所得税、贈与税、消費税など)
- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171

▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231
- *確定申告に関するご相談は、自動音声に従って「0」を選択
- *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)
- 都税(固定資産税、個人事業税など)
- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061
- *個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・法人都民税
- については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ☎3841-1271へ
- *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)